

札幌地方裁判所地方裁判所委員会（第30回）議事概要

1 日時

平成24年11月21日（水）午後3時から午後5時まで

2 場所

札幌地方裁判所本館5階大会議室

3 出席者

（委員）石田悦啓，伊藤俊行，宇賀治努，岡田美知子，河道前伸子，熊谷純二，佐久間邦夫，猿田史典，柴山千里，曾野裕夫，田中貴文，渡辺康（五十音順敬称略）

（説明者）札幌弁護士会弁護士坂口唯彦，札幌地方裁判所刑事部裁判官井戸俊一，同刑事首席書記官菅野晶子

（庶務）甲斐裕司，加藤博之，立花博之，土屋賢吾，松藤三枝子

4 議事トピックス

- (1) 札幌地方裁判所における裁判員裁判の実施状況を札幌地方裁判所刑事首席書記官から、「分かりやすい審理に向けた取り組み」を札幌地方裁判所刑事部裁判官から説明しました。
 - (2) 札幌弁護士会の坂口唯彦弁護士から、「裁判員制度について」のプレゼンテーションをいただきました。その上で「裁判員裁判」について意見交換しました。
 - (3) 次回委員会は、「民事訴訟における審理の工夫と審理期間」をテーマとして、札幌地裁の民事訴訟の現状を紹介し、審理の工夫、審理期間等について協議する予定になりました。
- （議事概要は、次ページ以降に記載しています。）

5 議事等

(以下、発言者は、 :委員長, :委員, :裁判所説明者, :弁護士会説明者, :庶務と表示)

(1) 裁判員裁判の実施状況等について(裁判員裁判法廷で説明)

刑事首席書記官から、裁判員裁判法廷の状況、札幌地裁の裁判員裁判実施件数等について説明した。

(2) 「分かりやすい審理に向けた取り組み」について(裁判員裁判法廷で説明)

刑事部裁判官から、当庁の裁判員裁判につき、裁判員経験者のアンケート結果等を踏まえ、分かりやすい審理に向けた取組等について説明した。

(3) 「裁判員制度」について

札幌弁護士会坂口唯彦弁護士から、裁判員制度の概略や導入による変化、弁護人からみた現状、課題等について説明した。

(4) 協議

札幌の弁護士の方で、裁判員裁判の弁護を経験した人が少なく、多い人でも3件だということですが、弁護士よりも検察官の方が場数を踏んでいるので有利だということはあるのでしょうか。

それはあります。まず、数の点で言えば、札幌弁護士会の弁護士がおよそ六百数十人いますが、裁判員裁判を経験した者はその内の4分の1程度です。そもそも裁判の件数自体が少なく、検察官はそれが専門なので何件も担当するところ、弁護士は順番に配てんするのでどうしても経験数が少なくなります。また、検察庁は組織もしっかりしているのですが、弁護士は基本的には独立した存在で、どうしても人数や件数という点でも、また組織という点でも、検察官に比べて研さんを積む機会が少ないのは確かだと思います。

先ほどの裁判所の説明「分かりやすい審理に向けた取り組み」に対するご質問などはないでしょうか。

先ほどの説明ではグラフがたくさん出ていましたが、自白事件について、検察官の説明の分かりやすさは、9割が「分かりやすい」となっているのに対し、弁護人の説明は、検察官と比べると「普通」の人が多いいということでした。また裁判官の説明は、「分かりやすい」という人が圧倒的に多いのは、裁判員が裁判官と一緒に合議して判決しているからなのかもしれませんが、弁護士の説明が、「分かりやすい」という人が多くないのは、無理な説明というか、無理な弁護をしているということではないのでしょうか。

自白事件というのは、有罪を認めているわけで、被告人が悪いことをしたことが前提になっています。弁護人は、それでもやはり酌むところがあるとか、ここは分かってほしいというような弁護をするので、なかなか受け入れてもらいにくいところもあり、悪いことをしているのになぜこんな弁解をするのかと受け取られることもあるかもしれません。そういう意味で、自白事件の弁護は難しいと言われていています。そういうなかなか分かってもらえないところもある中で、札幌では今年、分かりやすかったという人が50パーセントを超えており、これは特筆すべきことなのかなと思います。また、裁判官の説明が分かりやすいと言われるのは、委員の言われたとおり、ずっと裁判員と一緒にいて、評議室という別室で個別に話もでき、分からないところを説明する機会もあるというところで分かりやすかったのかと思います。

札幌が特筆すべき状況ということですが、弁護士会としてはどうでしょうか。

要因はちょっと分からないんです。ずっと努力はしてきておりますので、なぜ今年急に伸びたのか、逆に分からないという感じです。

弁護士は名簿順に配てんされ、なかなか裁判員裁判に当たらないので、1人ではなく、複数受任し、経験のある弁護人と一緒に、学びながらやるというやり方をしています。そうすると、経験を持った弁護士が増えてくるので、弁護士会でやっている研修会の質も上がってきたのではないかと思います。

一般の裁判と裁判員裁判が違うので苦労したことのひとつとして、ポイントや主張を分かりやすくし、今まで求められていたものと違ったものを弁護士として求められているということがあり、そのために勉強会等の取組を弁護士会でしているということですが、そのためにどんな工夫をしたか、具体例を教えていただけないでしょうか。

最初は経験もないので、アメリカの弁護士を呼びました。陪審制の国の場合はプレゼンテーションが主流ですから、そういうことの研修を専門にしている弁護士に来てもらい、いかに短時間で、的確に意見を伝えるかを研修しました。ただ、日本人とアメリカ人では裁判の考え方の違いもあり、アメリカの弁護士のやり方をそのままやればいいというものではないということがだんだん分かってきまして、そういうことも取り入れつつ、プレゼンテーションも日本的なものになりつつあるというところ です。

みなさんにお配りした「裁判員ナビゲーション」の66ページに、裁判員の参加する裁判に関する法律、俗に「裁判員法」と言われる法律が載ってまして、その第51条に、裁判員の負担に対する配慮という小見出しがついています。「裁判官、検察官及び弁護人は、審理を迅速で分かりやすいものとするために努めなければならない。」と、法律自体が法曹三者にこのような努力をすることを規定しておりまして、共同責

任的な分野にもなります。弁護人の活動にも大分ご関心があるのも分かるのですが、検察官の訴訟活動、弁護人の訴訟活動、それが相まって、全体の審理としての分かりやすさということに大きな影響を与えていることは間違いのないところです。ですから、分かりやすい裁判をいかに実現していくかということについては、三者で工夫を重ねていく必要があります。分かりやすさという点で、こういう点を工夫してくれるともっと分かりやすくなるのではないかと、というようなご意見等はありませんか。

委員として個人的な感想を述べさせていただきたいのですが、先ほどの裁判官の説明の資料の中で、審理内容の理解しやすさというところで、調書の朗読が長すぎて事件のポイントを把握するのに苦労したという意見があるのは分かったのですが、そのような意見はどのくらいの比率だったのでしょうか。調書の朗読が長いということが、分かりにくいことの主要な原因となっていると言えるのかということと、逆に、分かりにくいと答えている人より分かりやすいと答えている人が圧倒的に多いわけですから、調書の朗読をすることで分かりやすいと考えている裁判員もそれなりの数はいるのではないかと思います。調書の朗読が分かりにくさの主要な原因と考えるのはちょっと疑問に感じるのですが。

主要な原因というか、一つの原因ではないかなというところです。まだ裁判員裁判は始まったところですので、分かりにくいと言われる方が増えてきているといってもまだ3年目の話であり、本当にこれから分かりにくいと言う方が増えていくのか、もしかして解消されていくのかも分かりませんし、逆に、分かりにくい原因が本当にその調書だけなのかということも断定できないところです。ですので、あくまでも一つの着眼点というところであります。

ポイントをしばった分かりやすい簡潔な供述調書を作るということが、裁判員の方に分かりやすい審理のために重要だというふうに考えておられて、そこを工夫しなければならないと思っているんですが、供述調書だからどうしても長くなるというのではなく、ポイントをしばって簡潔に調書を作ることも可能なので、多分、朗読の時間が長いとおっしゃった方は、おそらく集中力の問題かと。一時間も調書を読まれても集中力は続かないしという感じではないかと思うんです。そうすると、簡潔な、短い分かりやすい供述調書を作ればある意味解決するのかもしれない。

供述調書の作り方の問題、そこは、裁判員制度を施行する前からかなり議論されてきたところでありまして、実際に裁判員裁判の場合には、調書はかなりポイントを絞って簡潔に書かれている傾向はよく分かります。ですが、ポイントが捜査の時と裁判の時とでずれてしまうことがあるということも事実だと思います。

弁護士会の説明者が出された資料の1の終わりに、「理解しにくかった」と言われ

た方に聴いた統計的なものが出ています。その中に「調書の朗読が長かった」という選択肢が挙げられ、平成24年だけ数字が記載され、21年から23年はアンケートでこれを聴いていなかったのは、この間、裁判員経験者の意見交換会等で調書の朗読が長かったという意見、指摘が出たと言うことで、24年から聴きだしたということのようです。確かにご指摘のとおり、「法廷で話す内容が分かりにくかった」という方がむしろ多い数字も出ておりますので、単に法廷で証言させればよいというものでもないのかもしれませんが、そういったことがうかがえる資料だと思われれます。

先ほどの裁判所の説明で、平成22年、23年のデータに基づくと、裁判員裁判の審理における全体の時間の流れが出ており、供述調書を読んで証拠を取り調べるのに3時間半もかかるということでしたが、証人尋問については論点を明確にする工夫をしているということでした。供述調書の取調べは、その作業が正確性を重視すると時間がかかるので、そこをどうすればいいかということだと思えます。客観性や正確性の確認作業はどうしても必要なのでしょうか。確かに正確さを期さないといけないところはあと思うんですが、どの程度この時間をかけるのか、客観性を担保しながら、時間を縮められるように論点の整理をして、疑問に思ったところはフィードバックできるような、そういう資料の提出の仕方を工夫すればいいのではないのでしょうか。紙でもあれば後から見られたり、アイパッドならリンクを貼って見られたりすると思うのですが。

証拠書類の取調べ時間を短くするという方策が一つ、それと、取調べの方法を、単に朗読するのではなく、指摘すればそこにいけるような、全てを朗読するのではない方法にするのも一つあるということですね。こういった証拠書類の出し方というレベルでは、みなさんご意見どうでしょうか。

裁判員1人1人は、書類としての供述調書を法廷で見ないんですか。

場合によりますね。犯行状況、被害状況等の写真などを取り込んだ調書などは、その写真をモニターに映し出しながら本文の朗読をすることもあります。

3時間半とか4時間のうち、朗読を聞くだけの時間はどのくらいなのでしょう。

それがまさにこの時間です。この統計は、休憩は除いたデータで、冒頭陳述や、本人の主張を言うような時間を最大限差し引いています。

平均してということですか。

はい。これより長い場合も短い場合もあります。大体証拠書類取調べに午後一杯くらいは取っているのが普通です。

聞いている間は裁判員の方はメモを取ったりするのですか。

そうですね。ちょっと建前論になりますが、法律上は証拠書類を朗読をしなければ

ならないことになっています。証拠は全て法廷で取り調べるもので、持ち帰って読むことは想定されておらず、同じ場所で同じ情報を聞くというのが法律の建前になっています。例外として、要旨を告げることは良いとされてますので、後はどこまで例外的に要旨を簡単に要約できるかですね。

証拠というのは、一番重要な部分ですので、ある程度時間がかかっても仕方ないと思いますし、ちゃんとみんなで共有しなければならないと思います。審理時間が長いという理由よりも、内容が分かりにくかったという理由が多いのは、専門用語が多いから分かりにくいのではないのでしょうか。内容的に、言葉遣い等も難しかったりするのではないのでしょうか。

朗読というのはどうでしょうか。3時間から4時間の朗読を聴くというのはどう感じますか。

供述調書を配らない理由というのは何なのでしょう。我々が学生のころは、教員はレジメを配らずに口頭で話し、学生はノートを取るというやり方でしたが、今はそれが通用しない状況になっています。必ずレジメを配るか、あるいはスライドを映したり、そのスライドをプリントして配ったりしないと、学生がついてこれない状況です。やはり、何の資料もなく聞くだけで理解するというのは大変なのではないのでしょうか。

裁判員の手元に供述調書が配られないことの根拠ということですね。

供述調書を1人1人にコピーを配ることはしていません。評議室にあるのは、1通の原本だけで、それを後から見返せるだけです。なぜ配らないのかということですが、配るから後で読み返してという裁判はおかしいという発想が根底にあると思います。持ち帰って読み直す時間がある人、ない人という個人差も出てきてしまいますので、そういう形の裁判はやるべきではないということだと思います。

持って帰らずとも、法廷で話を聞いている時に目の前に置いておくことはできないのでしょうか。

法廷の場で調書を見ながら聞くというのは、制度施行前に試みたことはあるのですが、みんな下を向いてしまい、完全に読み物という感じになってしまったので、それはやはり違うのかなというのがその時出た意見でした。確かに聞いている内容は同じなんですけど、そこでどういうイメージを持つかというのは、字面で追っているものとは違うだろうということで、調書を配るのはよくないということになりました。

手元にあると下を向いてしまうというのは分かります。しかし証人尋問は別として、調書の朗読であれば、他に見るものもない状況なので、特に問題はないのかなとも思います。

法律が、書類の証拠調べの方法を朗読と規定し、原本は唯一とされている、裁判官が3人でも一つだけとなっている、そういう規制はあります。また裁判員裁判の標語は「見て、聞いて、分かる裁判」です。やはり公判廷での、そのできごとを重要なものとしているんですね。

従前の裁判に対する反省もあります。刑事の公判では法廷での活動があまり充実しておらず、検察官が記録をどんと提出し、裁判官が持ち帰って後でじっくり読むということがあります、そういうことへの反省もありますね。やはり法廷で見て、聞いて、分かるものでなければならず、調書はちゃんと朗読し、長すぎるのであれば、大事なところは焦点をしばって読むということなんだと思います。

でもそれだと身動きがとれないというか、聴いている間に、あれっと思ったとしても、見返せず、検察官の意図どおりに持って行かれてしまったりするのではないのでしょうか。証拠書類取調べの時にちゃんと見て記憶してなくて、後で証人尋問の時に、証拠を確認したりはできないのでしょうか。

評議室で調書を見返すことはできます。また、調書の朗読は検察側だけでなく弁護側もあります。

証拠書類の取調べの時点で、検察官と弁護人は、明確に意図を持って証拠を出しているのでしょうか。それなら、もっと強い熱意を伝える形で踏み込んで伝えることは、客観性が担保できないからダメなのではないでしょうか。

証拠については予め相手側が取調べに同意しているものが取り調べられます。そういう意味では、例えば検察官がどれだけ読んだとしても、弁護人としてはダメージはないし、逆に、検察官が都合のいいところだけを読んでいれば、弁護人から「ここも読んでください」と異議を言うこともできます。

裁判員制度が始まってから、札幌地裁では102件、612人の裁判員ということですが、この統計は、サンプルとして何人の声をとっているのでしょうか。たとえば数人のものであれば、1人の声でも割合としては大きくなるので、そもそも何人の声なのか知りたいと思います。また、制度が始まってわずか3年ですから、今後のための提案として、裁判員の方のアンケートだけでなく、もともとこの制度は司法に関わっている人の変革の部分もあったと思いますので、司法に関わっている検察官、裁判官、弁護士の方々の変革、感想を聞いてみたいと思います。

アンケートは全ての裁判員、補充裁判員の経験者に出してもらってますので、全員の数字です。

先ほど法廷で、立派な液晶の画面を見せていただきましたが、あの画面で調書を表示したりするのはそんなに難しいことなのかなと正直思います。朗読している間、や

はり目で追えた方がいいのではないかと思います。取材でも、ずっと聞いているだけというのはやはりきついのかなと思います。

ここにいる方はみなさん活字に慣れているのでしょうか。人によっても違うのでしょうか。

やはり見ながら、目で追いながら聴いたほうがより理解できると思います。熟語なども、聞いただけでは違う字が頭に浮かんでしまったり、裁判用語だと素人の方には分からないし、見ながら聞いた方が、頭に入ってずっと分かりやすいと思います。

今日出席の方は読めた方がいい方が多いですね。裁判員の方はどうなのでしょう。

両方いると思いますね。資料や情報が多い方がいいという方もいれば、情報をしぼった方がいいという方もいると思います。

(5) 次回のテーマについて

次回のテーマは、「民事訴訟における審理の工夫と審理期間」というテーマで議論していただく予定にいたします。裁判所での審理の工夫の説明やそれに対するご意見、審理期間に対するご意見等を伺いたいと思います。

(6) 次回の予定について

今回は、平成25年5月24日午後3時から札幌地方裁判所で開催することとなった。